

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	栗林商船株式会社			コード	9171
提出日	2026/6/22	異動（予定）日	2026/6/26		
独立役員届出書の提出理由	6/26予定の定時株主総会において新たに瀬良礼子氏を社外取締役として選任するため				
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	北村 正一	社外取締役	○													○		
2	太田 佳明	社外取締役	○													○		
3	横川 憲人	社外監査役	○													○		
4	廣渡 鉄	社外監査役	○													○		
5	和田 芳幸	社外監査役	○													○		
6	瀬良 礼子	社外取締役											○				新任	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		長年船舶技術における豊富な経験と知識を有し、関係諸団体に携わってきた経歴から高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから。
2		金融機関の海外勤務経験後、製品メーカーの海外事業推進室から経営企画・経営監査室での管理部門の高い見識および専門性に基づき、当社の経営に中立的・客観的な視点から一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから。
3		長年金融業務の経験を有し、企業を多角的に観察してきたことから高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから。
4		企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。また、弁護士として高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから。
5		長年会計監査人として、様々な会社の会計監査を行い、公認会計士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから。
6	取引先のシニアマーケットストテジスト	金融機関において長年にわたり資産運用業務及び経済分析業務に従事し、資本市場及びマクロ経済に関する豊富な知識と経験を有しております。当社の経営に対し有益な助言及び監督が期待できることから社外取締役として選任しております。なお、当社と取引関係のある会社に在籍しているため、独立役員には指定しておりません。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。